

主な指摘事項【特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書(以下、契約書等)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の職務の内容について記載すること。 ・入居定員について記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・非常災害対策について記載すること。 	2件
運営	特定施設サービス計画の作成	・特定施設サービス計画作成後のサービスの実施状況の把握等について、計画作成担当者以外の職員が実施していた。当該計画の作成に関する業務は計画作成担当者が担当すること。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、変更届についても提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が介護居室又は一時介護居室に移る場合の条件及び手続 ・施設の利用に当たっての留意事項 	1件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の従業者について、雇用に関する書類と実際の職種等が異なっているものや兼務関係の記載のないものが散見されたため、これらを明記した雇用契約書や辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。 	1件

計5件